

経済産業省

20230801保局第5号

電気主任技術者免状交付に係る運用についての一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気主任技術者免状交付に係る運用についての一部を改正する規程

電気主任技術者免状交付に係る運用について（20201218保局第2号）の一部を別紙の
新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

電気主任技術者免状交付に係る運用について（20201218保局第2号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前																																				
(別紙1)	(別紙1)																																				
<p>関係学科の科目別取得単位について</p> <p>電気事業法第44条第2項第1号の規定に基づく電気主任技術者免状の交付申請に係る関係学科の必要取得単位数は、別表第Ⅰ又は別表第Ⅱによることとする。各科目の授業内容の詳細は学校認定基準によることとする。</p> <p>別表第Ⅰ (略)</p> <p>別表第Ⅱ</p> <p style="text-align: center;">関係学科の科目別取得単位一覧表</p> <p style="text-align: center;">(平成6年4月以降適用の学校等の認定基準により認定された学校を卒業した者)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">科目区分</th> <th style="width: 15%;">認定学校等の種類</th> <th style="width: 15%;">大学又はこれと同等以上の教育施設</th> <th style="width: 15%;">短期大学又はこれと同等以上の教育施設</th> <th style="width: 15%;">高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設</th> <th style="width: 15%;">高等学校又はこれと同等以上の教育施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科目区分	認定学校等の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設	1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>関係学科の科目別取得単位について</p> <p>電気事業法第44条第2項第1号の規定に基づく電気主任技術者免状の交付申請に係る関係学科の必要取得単位数は、別表第Ⅰ又は別表第Ⅱによることとする。各科目の授業内容の詳細は学校認定基準によることとする。</p> <p>別表第Ⅰ (略)</p> <p>別表第Ⅱ</p> <p style="text-align: center;">関係学科の科目別取得単位一覧表</p> <p style="text-align: center;">(平成6年4月以降適用の学校等の認定基準により認定された学校を卒業した者)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">科目区分</th> <th style="width: 15%;">認定学校等の種類</th> <th style="width: 15%;">大学又はこれと同等以上の教育施設</th> <th style="width: 15%;">短期大学又はこれと同等以上の教育施設</th> <th style="width: 15%;">高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設</th> <th style="width: 15%;">高等学校又はこれと同等以上の教育施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科目区分	認定学校等の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設	1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
科目区分	認定学校等の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設																																
1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
科目区分	認定学校等の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設																																
1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
2. 発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(備考) 1	(略)			
2.	「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成元年3月15日文科省告示第26号）に規定された学科目により履修したときは、次の学科目及び単位をもって表中の科目区分ごとの単位数を満たすものとする。			
イ	(略)			
ロ.	「 <u>発電</u> 、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の学科目及び単位とする。			
	(略)			
ハ～ホ	(略)			
3.	「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成11年3月29日文科省告示第58号）に規定された科目により履修したときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。			
イ	(略)			
ロ.	「 <u>発電</u> 、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。			
	電力技術	3	単位以上	
	ただし、 <u>別表第2の2</u> 「 <u>発電</u> 、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。			
ハ	(略)			
①	電気機器	2	単位以上	
	電力技術	2	単位以上	
	情報技術基礎又は			
	電子情報技術	1	単位以上	計5
	単位以上			単
	ただし、電力技術については、 <u>別表第2の3</u> 「 <u>電気及び電</u>			

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(備考) 1	(略)			
2.	「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成元年3月15日文科省告示第26号）に規定された学科目により履修したときは、次の学科目及び単位をもって表中の科目区分ごとの単位数を満たすものとする。			
イ	(略)			
ロ.	「 <u>発電</u> 、 <u>蓄電</u> 、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の学科目及び単位とする。			
	(略)			
ハ～ホ	(略)			
3.	「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成11年3月29日文科省告示第58号）に規定された科目により履修したときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。			
イ	(略)			
ロ.	「 <u>発電</u> 、 <u>蓄電</u> 、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。			
	電力技術	3	単位以上	
	ただし、 <u>別表第2の1</u> 「 <u>発電</u> 、 <u>蓄電</u> 、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。			
ハ	(略)			
①	電気機器	2	単位以上	
	電力技術	2	単位以上	
	情報技術基礎又は			
	電子情報技術	1	単位以上	計5
	単位以上			単
	ただし、電力技術については、 <u>別表第2の1</u> 「 <u>自動制御及</u>			

子機器、自動制御、電気エネルギーの利用並びに情報伝送及び処理に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

② (略)

ニ・ホ (略)

4. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文部科学省告示第68号）に規定された科目により授業を行うときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。

イ (略)

ロ. 「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。

電力技術	3単位以上
------	-------

ただし、別表第2の2「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

ハ (略)

① 電気機器	2単位以上	
電力技術	2単位以上	
工業情報数理又は ハードウェア技術	1単位以上	計5単 位以上

ただし、電力技術については、別表第2の3「電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギーの利用並びに情報伝送及び処理に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

② (略)

ニ・ホ (略)

び電気エネルギー利用の内容に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

② (略)

ニ・ホ (略)

4. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文部科学省告示第68号）に規定された科目により授業を行うときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。

イ (略)

ロ. 「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。

電力技術	3単位以上
------	-------

ただし、別表第2の2「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

ハ (略)

① 電気機器	2単位以上	
電力技術	2単位以上	
工業情報数理又は ハードウェア技術	1単位以上	計5単 位以上

ただし、電力技術については、別表第2の3「自動制御及び電気エネルギー利用の内容に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

② (略)

ニ・ホ (略)